

尾鷲市地域防災計画 風水害等対策編

令和8年2月

目 次

第1部 総則

第1章	計画の目的・方針	1
第1節	風水害対策の考え方	1
第2節	計画の位置づけ及び構成	2
第2章	計画関係者の責務等	3
第3章	本市の特性と既往災害	4
第1節	本市の特性	4
第2節	既往災害	4
第4章	災害危険箇所・区域	5

第2部 災害予防計画

第1章	自助・共助をはぐくむ対策の推進	7
第2章	安全な避難空間の確保	7
第3章	災害に強いまちづくりの推進	8
第1節	宅地等災害予防	8
第2節	土砂災害対策	9
第3節	山地災害・流木対策	10
第4節	水害対策	11
第5節	海岸施設対策	12
第6節	海上災害予防	13
第7節	火災予防	15
第8節	林野火災予防	17
第9節	危険物施設等災害予防	19
第10節	文化財災害予防	21
第11節	営農対策	21
第4章	緊急輸送体制の確保	22
第5章	防災体制の整備	22

第3部 災害応急対策計画

第1章	災害対策本部機能の確保	23
第1節	活動体制の整備	23
第2節	通信機能の確保	25
第3節	自衛隊・海上保安庁への災害派遣要請	25
第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報・相談体制の確保と運用	26
第5節	広域的な応援・受援体制の整備	28
第6節	国・その他広域的な応援・受援体制の整備	28
第7節	災害救助法の適用	28
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	29
第1節	緊急交通・輸送機能の確保	29
第2節	水防活動	30
第3節	ライフライン施設の復旧・保全	32
第4節	公共施設等の復旧・保全	35
第5節	ヘリコプターの活用	36

第3章	救助・救急及び医療・救護活動	36
第4章	避難及び被災者支援等の活動	37
第1節	警戒レベル4避難指示及び避難場所・避難所の確保・運営	37
第2節	要配慮者対策	38
第3節	学校における児童生徒の安全確保	38
第4節	ボランティア活動の支援	38
第5節	防疫・保健衛生活動	39
第6節	災害警備活動	39
第7節	遺体の取り扱い	39
第5章	救援物資等の供給	39
第6章	大規模事故災害対策	40
第1節	航空機・列車事故等突発災害対策	40
第2節	海上事故災害対策	41
第3節	危険物施設等事故災害対策	41
第7章	復旧に向けた対策	41
第4部	復旧・復興計画	
第1章	復旧・復興計画	43

第 1 部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 風水害対策の考え方

第1項 計画の目的

本計画は、本市における災害に対処するため、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、又は被害を軽減することを目的とする。

第2項 計画の考え方

本計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害及び大規模事故災害に対応するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関のみならず、市民自らが自主防災会を主体とした、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という防災文化（自助・共助）の醸成を促すように計画するものである。

第3項 計画の修正

尾鷲市防災会議は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要があると認めるときは修正し、県知事に報告するとともにその要旨を公表しなければならない。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、尾鷲市防災会議が作成する「尾鷲市地域防災計画」の「風水害等対策編」である。

また、本計画は、県、市、防災関係機関、市民等の実施責任を明確にするとともに、風水害及び大規模事故災害対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

第2項 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

第1部 総則	計画の目的や方針、市、県、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、災害危険性等について記載する。
第2部 災害予防計画	被害の防止及び減災を図るための事前の措置として、平時において風水害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について記載する。
第3部 災害応急対策計画	市災対本部の活動を中心に、県や防災関係機関、市民等が風水害の発生のおそれがある場合や風水害又は大規模な事故災害が発生した場合に取り組むべき対策について記載する。
第4部 復旧・復興計画	被災者生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興の考え方について記載する。

第3項 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正する。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出する。

なお、軽微な修正については、防災会議事務局で修正し、次の防災会議で報告する。

第4項 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 市……………尾鷲市をいう。
- 2 市災対本部……………尾鷲市災害対策本部をいう。
- 3 市水防本部……………尾鷲市水防本部をいう。
- 4 市水防管理者……………尾鷲市長をいう。
- 5 消防本部……………三重紀北消防組合消防本部をいう。
- 6 県……………三重県をいう。
- 7 県災害対策本部……………三重県災害対策本部をいう。
- 8 地方部……………三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 9 防災関係機関……………指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 10 基本法……………災害対策基本法をいう。
- 11 救助法……………災害救助法をいう。

- 12 復興法……………大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 13 急傾斜地法……………急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律をいう。
- 14 土砂災害防止法……………土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律をいう。
- 15 要配慮者……………高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう。
- 16 避難行動要支援者……災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 17 NHK……………日本放送協会をいう。
- 18 JR東海……………東海旅客鉄道株式会社をいう。
- 19 NTT西日本……………西日本電信電話株式会社をいう。
- 20 中部電力P G……………中部電力パワーグリッド株式会社をいう。

第2章 計画関係者の責務等

「地震・津波対策編 第1部 第2章 計画関係者の責務等」に準ずる。

第3章 本市の特性と既往災害

第1節 本市の特性

「地震・津波対策編 第1部 第3章 第1節 本市の特性」に準ずる。

第2節 既往災害

本市の風水害は、台風による風雨や高潮を原因とするものが最も多く、次いで低気圧や前線等の影響による集中豪雨を原因とするものが多い。

第1項 台風による災害

昭和20年以降、大きな被害をもたらした台風は、昭和28年の台風13号、昭和34年の伊勢湾台風、平成2年台風19号、平成16年の台風21号、平成23年の台風12号などがある。

このうち、平成16年台風21号と平成23年台風12号の概況は以下のとおりである。

1 平成16年台風21号

台風21号は9月29日朝に九州へ上陸した後、四国、本州へと相次いで再上陸し、沖縄県から東北地方にかけて各地で大きな被害を及ぼした。県内では宮川村での大規模な土砂災害、紀伊長島町でのJR紀勢線の橋脚が流されるなどの被害が発生した。

市内では1時間最大雨量133ミリ、1日最大雨量740mm、総雨量904mmを観測し、29日朝には記録的短時間大雨情報が発表された。また、床上浸水99戸、床下浸水142戸などの被害が発生した。

2 平成23年台風12号（紀伊半島大水害）

9月1日から5日朝にかけて県南部を中心に長時間の大雨が発生し、県内各地で浸水被害や土砂災害が発生した。

市内では、1時間最大雨量88ミリを観測し、住家の半壊1棟、一部損壊2棟、床上浸水13棟、床下浸水35棟に上ったほか、賀田及び古江の孤立化などの被害が発生した。

第2項 集中豪雨による災害

近年の風水害は集中豪雨に起因するものが多く、梅雨末期や10月頃に南海上を通過する低気圧により大雨が発生して洪水や崖崩れ等が発生している。

特に甚大な被害をもたらした昭和46年9月豪雨の概況は、次のとおりである。

1 昭和46年9月豪雨

南岸沿いの前線の北上や四国沖の低気圧の接近により、県南部地方の海岸部で記録的な豪雨となり、尾鷲市及び熊野市で死者42人、重軽傷39人など被害が発生した。

市内では、尾鷲、三木里を中心に豪雨が発生し、尾鷲では総雨量1,095ミリ、1日最大1時間降水量92ミリを記録したほか、1時間に30ミリ以上の雨が10時間継続した。また、家屋被害が744棟、死者が26人（賀田及び古江）に上ったほか、道路、鉄道及び通信網の被害により三木里、九鬼、古江、賀田が孤立状態となった。

第4章 災害危険箇所・区域

第1項 土砂災害警戒区域等

市内には、砂防事業の基礎調査で把握された土砂災害のおそれがある区域等が多数分布し、急傾斜地及び土石流について、土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域の指定が行われている。

令和5年2月現在、急傾斜地については192箇所が土砂災害警戒区域（うち189箇所に土砂災害特別警戒区域が含まれる。）に指定され、土石流については159箇所が土砂災害警戒区域（うち135箇所に土砂災害特別警戒区域が含まれる。）に指定されている。

また、急傾斜地の一部は、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定され、崩壊防止対策を実施している。

第2項 山地災害危険地区

市内には、治山事業の基礎調査で把握されている山地災害危険地区として、山腹崩壊危険地区（崖崩れ）75箇所（民有林69、国有林6）、崩壊土砂流出危険地区（土石流）74箇所（民有林71、国有林3）が分布する。

第 2 部 災害予防計画

第1章 自助・共助をはぐくむ対策の推進

「地震・津波対策編 第2部 第1章 自助・共助をはぐくむ対策の推進」に準ずる。

第2章 安全な避難空間の確保

「地震・津波対策編 第2部 第2章 安全な避難空間の確保」に準ずる。

第3章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 宅地等災害予防

第1項 計画目標

○宅地災害を未然に防止するため、安全かつ良好な宅地の確保に努める。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 宅地災害の防止	建設課	尾鷲建設事務所

第3項 対策

1 宅地造成工事の防災指導及び既成宅地の保全

「地震・津波対策編 第2部 第3章 第4節 第3項 5 宅地災害の防止」に準ずる。

2 被災宅地危険度判定士の養成及び実施体制の整備

県は、被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努める。また、市は被災宅地危険度判定士養成講習会等の実施に協力し、市内の建築士や土木技術者等の参加を促進する。

県及び市は、被災宅地危険度判定制度について、日頃から住民への周知に努める。

第2節 土砂災害対策

第1項 計画目標

○土石流、地滑り、崖崩れ等を防止し、被害を軽減する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 土砂災害警戒区域等の情報伝達体制の整備	防災危機管理課	
2 土砂災害警戒区域等の警戒・避難体制の整備	防災危機管理課	尾鷲建設事務所

第3項 対策

1 土砂災害警戒区域等の情報伝達体制の強化

市は県と協力して次の対策を実施し、土砂災害警戒区域等の情報収集・伝達体制を強化する。

- ① 土砂災害ハザードマップの配布や標識板の設置等により、土砂災害警戒区域等の周知に努める。
- ② パトロールにより、異常現象の早期発見に努める。
- ③ 危険地区ごとの危険雨量の設定に資する資料収集に努める。

2 土砂災害警戒区域等の警戒・避難体制の整備

「地震・津波対策編 第2部 第3章 第4節 第3項 3 警戒避難体制の整備」に準ずる。

第3節 山地災害・流木対策

第1項 計画目標

- 山腹崩壊、崩壊土砂の流出等の山地災害の発生を防止し、被害を軽減する。
- 洪水、高潮等で流出した木材による二次災害を防止し、被害を軽減する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 治山対策	水産農林課	尾鷲農林水産事務所
2 警戒避難体制	防災危機管理課	尾鷲農林水産事務所
3 流木対策	水産農林課	三重森林管理署、尾鷲農林水産事務所

第3項 対策

市内の山林、原野は本市の総面積の9割以上を占め、地形が急峻であることから、大雨等による流木の発生や土砂の流出等を防止することが重要である。

1 治山対策

県は、荒廃林地の現況を把握して対策計画を策定し、崩壊地復旧工事及び土砂流出防止のための治山事業について、緊急度の高い箇所から計画的に施行する。また、市は県の取組に協力する。

2 警戒避難体制の整備

市における警戒避難体制の整備を推進するため、県は、山地災害危険地区を住民に周知するように努めるとともに、台風襲来期には点検を実施し、警戒避難体制の整備を推進する。また、市は県の取組に協力する。

3 流木対策

市は、三重森林管理署及び県等と連携し、流木に対する防災活動を推進する。

(1) 林地における措置

- ① 造林・治山事業に取り組み、防災対策を積極的に推進する。
- ② 山土場の選定に当たっては、谷筋、河川、急傾斜地など、降雨による土砂崩壊のおそれのある場所は避けるよう指導する。(河川内等は設置させない。)
- ③ 伐採、枝条などの流散防止措置をとらせる。
- ④ 河道閉塞等の原因となる末木、枝条、根株、土石等の堆積物を速やかに除去するよう指導する。

(2) 市場・製材工場等における措置

- ① 素材の貯木場選定に際し、高潮、出水などのおそれのある低地等を避け、流散防止措置を講じるよう指導する。
- ② 所有者不明の林産物等により閉塞した道路、水路、港湾などを啓開する必要がある場合に、木材協同組合、森林組合が自発的に出動できる体制を確保しておく。

第4節 水害対策

第1項 計画目標

- 河川の氾濫等を防止し、洪水による被害を軽減する。
- 集中豪雨等による浸水を防止するとともに、浸水時の被害の拡大を防止する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 河川整備	建設課、水産農林課	尾鷲建設事務所
2 都市型水害対策	防災危機管理課、建設課	尾鷲建設事務所

第3項 対策

1 河川の整備

(1) 2級河川の整備

市内には2級河川が9水系あり、13河川35.3kmを県が管理している。

県は、優先度の高い河川から改修等を推進するほか、雨量水位情報や河川カメラ画像の提供、施設の適切な維持管理等を行う。

(2) 市管理河川等の整備

市は、準用河川、普通河川、農業用水路等の氾濫防止対策に努める。

2 都市型水害対策

(1) 災害対策施設の耐水性確保

市は、市庁舎、防災倉庫その他の災害対策施設について浸水の危険性や施設・設備の機能性を点検し、必要な防災対策に努める。

(2) 情報収集体制の整備

市は、災害時の浸水等の災害情報や水防活動等の対策情報並びに河川管理者の水位情報等をリアルタイムに共有する体制の整備に努める。

(3) 道路対策

① 転倒・落下防止対策

道路管理者は道路占有者と協力し、歩行者等の転落防止のため、路面状況の把握、側溝蓋の設置、マンホール蓋の浮上及び飛散防止対策に努める。

② 自動車通行困難箇所の把握

大雨により浸水し、自動車の通行が困難となるおそれがある箇所を把握、住民等へ周知する。

第5節 海岸施設対策

第1項 計画目標

○海岸保全施設により高潮等の被害を軽減する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 海岸保全対策	建設課、水産農林課	尾鷲建設事務所、尾鷲農林水産事務所
2 漁具、養殖施設保全対策	水産農林課	尾鷲農林水産事務所

第3項 対策

1 海岸保全対策

熊野灘沿岸海岸保全基本計画に基づき、海岸管理者（市、県）は海岸保全施設の整備、維持管理等を推進するほか、関係機関と連携して海岸保全区域の防災対策を推進する。

2 漁具、養殖施設保全対策

市内には三重外湾漁業協同組合に所属する漁業地区が9地区あり、各地区は多くの漁具・養殖施設を有しているが、これらは台風、季節風、大雨、出水、高潮、赤潮などに対して極めて被害を受けやすい。

これまで、気象警報や状況把握による漁具等の事前の撤去、移動、補強等の対策を実施しているが、今後は、水産関係団体及び関係機関の協力による防災体制の整備・強化を図るとともに、必要な対策の実施に努める。

- (1) 漁船の安全係留、退避及び漁具等の被害防止を指導する。
- (2) 合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法を技術的に指導し、気象、水象に対応した施設の維持を図る。
- (3) 漁業無線を通じ、操業又は航行中の船舶に対して気象状況等を通知し安全を図る。
- (4) 尾鷲市地先海域において、大型タンカー等による多量の流出油事故が発生した場合は、船舶及び沿岸地域の水産資源を保護するため、関係機関と連携し、被害の減少に努める。
- (5) 沿岸における定置網等の漁具及び養殖施設を、台風、高潮、波浪、赤潮などから防除するため、次の措置をとるよう指導する。
 - ① 施設、定置網などの漁具の撤去
 - ② 養殖施設の避難又は養殖物の移動
 - ③ 避難又は撤去できない敷設物の補強

第6節 海上災害予防

第1項 計画目標

○海上における災害及び陸上から海域への流出油事故等の災害を未然に防止するとともに、災害時の被害の拡大を防止する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 防災体制・資機材等の整備	防災危機管理課、建設課、水産農林課	尾鷲海上保安部、尾鷲建設事務所、尾鷲農林水産事務所、消防本部
2 防災訓練、調査・研究	防災危機管理課、建設課、水産農林課	尾鷲海上保安部、尾鷲建設事務所、尾鷲農林水産事務所、尾鷲警察署、消防本部
3 海上防災思想の普及等	防災危機管理課、建設課、水産農林課	尾鷲海上保安部、尾鷲建設事務所、尾鷲農林水産事務所、消防本部

第3項 対策

市及び関係機関は、次の対策を実施する。

1 防災体制、資機材等の整備

(1) 防災体制の確立

尾鷲湾排出油等防除協議会（昭和54年1月24日発足）等の組織を活用して海上災害対策活動の連携体制を確立しておく。

また、海上災害における各種対策活動を円滑に実施できるよう、海上における消防に関する業務協定（昭和41年9月1日締結）に基づく実施体制の整備や必要協力協定の整備等を検討し、防災対策の効果的な推進に努める。

(2) 防災設備及び防災資機材等の整備

災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材についてはその増強に努める。

- ① 化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等
- ② 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び空気又は酸素呼吸器等

2 訓練・調査

(1) 訓練

災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機적連携を図るため、海上災害に対する総合的な防災訓練を実施する。

(2) 調査・研究

防災活動の円滑な実施を図るため次の資料を整備し、その充実を図る。

- ① 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料の整備
- ② 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）の整備

- ③ 港湾状況の調査（避難港・避泊地・危険物の荷役場所・貯木場及びはしけ溜まり等における防災対策調査）
- ④ 防災施設・資機材等の種類・分布状況の調査

3 海上防災思想の普及等

（1）海上防災思想の普及等

防災活動を行うために必要な知識を身につけるため、各種機関の行う研修、訓練等に参加することにより、職員教育を行うものとする。

第7節 火災予防

第1項 計画目標

○災害時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 火災予防の推進	防災危機管理課	消防本部
2 消防力の強化	防災危機管理課	消防本部
3 その他	建設課、教育総務課	県、消防本部

第3項 対策

1 火災予防の推進

(1) 火災予防運動

市及び消防本部は、住民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、市内一斉に春秋2回の火災予防運動を実施する。

(2) 住宅防火対策の推進

消防本部は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱指導、住宅防火啓発活動等を推進する。

(3) 防火対象物の防火対策

消防本部は、防火対象物の防火・防災対策を推進する。

① 防火管理者制度の徹底

防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第8条第1項）について、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び予備、その他防火管理上必要な業務を行うよう指導する。

② 立入検査の強化

（特定）防火対象物及び環境の変化を把握しておくとともに、地域又は用途に応じて計画的に立入検査を行う。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対し、改善指導を行う。

③ 防火対象物定期点検報告制度の徹底

防火対象物定期点検報告制度による点検及び報告が義務付けられた防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。また、同制度による点検済証及び防火優良認定証の表示を推進する。

その他の防火対象物についても自主点検による報告を促進し、消防法令を遵守している旨を表示することにより、管理権原者の自主的な安全対策の普及に努める。

(4) 危険物の保安講習

消防本部は、消防法に規制を受ける危険物の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を実施するとともに、施設の管理者に対して自主的な保安教育を実施するよう指導する。

2 消防力の強化

(1) 公設消防力の強化

市及び消防本部は、次の対策を推進する。

① 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に沿って消防組織の整備充実を図る。また、減少傾向にある消防団員を補充・増強するため、消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充して資質の向上を図り、消防団の活性化を推進する。

② 消防教育訓練の充実

③ 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

(2) 自衛消防力の強化育成

消防本部は、防火対象物の関係者に対し、防火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

3 その他の対策

(1) 地域の防火・不燃化の促進

市及び消防本部は、建築物の防火及び市街地の不燃化を促進するため、次の施策の推進を図る。

① 都市計画法の規定による防火地域、準防火地域の指定

② 都市開発法に基づく市街地再開発事業による不燃化対策

③ 旅館、劇場等の防火対象物における消防法第8条の3に規定する防災物品の使用促進

(2) 公立学校の防火

市は、公立学校の建物について、消防用設備等の点検及び不良箇所の修繕を実施する。また、国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築する。

(3) トンネル火災対策

県は、トンネル火災の通報・連絡体制の確立、トンネル内消防設備等の強化、人命救助の方法、他の車両の避難誘導及び防火訓練等について計画を策定する。

第8節 林野火災予防

第1項 計画目標

○林野火災を防止し、被害を軽減する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 林野火災消防計画の確立	防災危機管理課、水産農林課	消防本部
2 森林所有(管理)者の指導	水産農林課	消防本部、尾鷲農林水産事務所
3 監視体制の強化	水産農林課	消防本部、尾鷲農林水産事務所
4 防災思想の普及	防災危機管理課、水産農林課	消防本部、尾鷲農林水産事務所
5 空中消火対策	防災危機管理課	消防本部

第3項 対策

1 林野火災消防計画の確立

市及び消防本部は、関係機構と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努める。

林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について計画する。

(1) 特別警戒実施計画

① 特別警戒区域の設定

火災の発生により住家等に重大な影響を及ぼすおそれのある区域等の設定

② 特別警戒時期

火災多発期等における監視体制の強化

(2) 消防計画

① 消防体制の強化

ア 森林組合等民間協力隊の組織化

イ 空中消火体制の整備

② 防御鎮圧要領の作成

効率的な消火を行うため業務分担を明確にし、周知徹底を図る。

(3) 資機材の整備

工作車、チェーンソー、消火薬剤等消火資機材の拡充を図る。

(4) 啓発運動の推進

予防週間等の強化により、山林所有者、従事者、その他登山、遊山等入山者に周知徹底を図る。

(5) 防災訓練の実施

地理、水利の状況、林内作業の状況等を把握し、即応体制の訓練等を行う。

2 森林所有(管理)者の指導

市、県及び消防本部は、林野火災予防のため、森林所有(管理)者に対して次の事項を指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設備及び造林地への防火樹の整備
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化
- (4) 火入れにおける森林法に基づく許可等、消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- (6) 林野火災対策用資機材の整備

3 監視体制の確立

市及び県は、林野火災防止のため、森林組合等との連携を図り、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。

消防本部及び林野の所有者（管理者）等は、火災警報発令時に三重紀北消防組合火災予防条例に基づく火の使用や喫煙の制限等を徹底する。

4 防災思想の普及

市、県及び消防本部は関係機関と連携し、「山火事予防週間」等の行事を通じて一般住民への森林愛護及び防災思想の普及啓発を図る。

なお、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため森林保全巡視を通じた指導や「火気取扱注意の提示」・「キャンプ地等の指定炊飯場所の設置」等の措置を講じる。

5 空中消火対策

市及び消防本部は、県が備蓄する空中消火資機材（尾鷲市倉庫に保管）を、三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱に基づいて効果的に活用できるよう、運用体制を確立する。

第9節 危険物施設等災害予防

第1項 計画目標

○危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の事故による災害の発生を防止するとともに、災害時の被害の拡大を防止する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 危険物施設の災害予防		県、消防本部
2 事業者の措置		危険物施設管理者、L P ガス事業者、毒物劇物取扱業者

第3項 対策

1 危険物施設等の災害予防

「地震・津波対策編 第2部 第3章 第3節 第3項 対策」に準ずる。

2 事業者の措置

危険物施設等の管理者等は、専門的知識を有する従業員等で構成する自衛消防組織を充実させるとともに、従事員の講習などの保安教育を実施する。

また、災害が発生した場合に必要な資機材を整備するとともに、防災訓練を実施して防災体制の確立を図る。

その他、各事業者は、危険物施設等の種類に応じて次の対策を推進する。

(1) 危険物施設管理者

① 火災、爆発等の防止対策

危険物の性状、数量等を把握し、火災、爆発の防止に必要な措置を講じる。

② 危険物施設の管理、点検

施設の維持管理を適正に実施できるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じて修正する。

③ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について定期点検を行う。

④ 保安体制の整備、確立

緊急時の保安体制の整備、市や消防本部への通報体制を確立する。また、移動タンク貯蔵所の管理者は、運搬時の事故に備えて応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ運搬経路の消防機関への通報先を確認しておく。

(2) L P ガス事業者

① 保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域ごとの保安防災体制を確立し、事故発生 of 未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

② 資料の提供

必要に応じて市、消防本部、警察署及び道路管理者に、L P ガス施設等の資料を提供する。

③ ガス施設の安全対策

- ア 防災上必要な箇所へのガス遮断装置の設置
- イ ガス施設の点検、管理の徹底
- ウ ガス消費施設の定期点検、消費者への保安指導

④ ガス消費者への啓発等

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため必要な啓発を行う、また、大口ガス消費者に対しては次の指導の実施に努める。

- ア 責任者の指定及び使用開始・終了時の設備点検
- イ ガス漏れ等の異常時における避難誘導及びガス事業者等への通報訓練

(3) 毒物劇物取扱業者

- ① 施設の管理・点検等の強化
- ② 保健所等への届出

第10節 文化財災害予防

第1項 計画目標

○文化財を水・火災等の災害から守り、将来への文化向上発展の基礎として資するため周到の注意を払う。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
文化財の災害予防	生涯学習課	

第3項 対策

文化財の災害からの保全対策は、おおむね次によるものとする。

- (1) 担当職員及び尾鷲市文化財調査委員会は、必要に応じて消防署の協力を得て文化財の巡回指導を随時実施する。

また、世界遺産については「尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例」に基づく熊野参詣道伊勢路環境保全指導員による巡視を適宜行う。

- (2) 文化財防火デー（毎年1月26日）において、文化財愛護思想を市民に啓発する。
(3) 有識者及び住民組織と協力し、文化財が所在する地域住民に周知する。
(4) 「第8節 林野火災予防」対策と連携し、文化財の保全対策を推進する。
(5) 必要に応じ、たき火又は喫煙を制限する区域を指定する。
(6) 文化財の特性に応じた保存体制を構築する。

第11節 営農対策

第1項 計画目標

○災害時における（病虫害を含む）農作物等の被害を軽減する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 農地等の保全	水産農林課	
2 家畜伝染病の予防	水産農林課	紀州家畜保健衛生所

第3項 対策

1 農地等の保全

柑橘の風害予防のため、市は、天満、向井開拓区一帯への植栽を指導する。

2 家畜伝染病の予防

市及び県（紀州家畜保健衛生所）は、三重県獣医師会紀州支部と協力して家畜伝染病の発生予防措置及びまん延防止措置に備えるほか、農業関係団体に対して必要な技術の伝達、指導を行う。

第4章 緊急輸送体制の確保

「地震・津波対策編 第2部 第4章 緊急輸送体制の確保」に準ずる。

第5章 防災体制の整備

「地震・津波対策編 第2部 第5章 防災体制の整備」に準ずる。

第 3 部 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動体制の整備

第1項 活動方針

○市職員が災害対策要員としての知識と行動力を備えている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 災害対策本部の設置	本部事務局	
2 職員の配備	各班	

第3項 対策

1 災害対策本部の設置

「地震・津波対策編 第3部 第1章 第1節 第3項 1 市災対本部の設置」に準ずる。
ただし、風水害等に伴う市災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ① 尾鷲市に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水警報が発表されたとき。
- ② 尾鷲市に気象業務法に基づく波浪警報又は大雨、高潮若しくは洪水その他の注意報が発表され、市長が必要と認めたとき。
- ③ 市内に大規模な火災、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき。
- ④ 県内（尾鷲市を除く）に大規模な風水害等が発生したとき。
- ⑤ その他の災害で、市長が必要と認めたとき。

2 職員の配備

（1）配備基準

種別	配備内容	配備時期
準備体制	配備体制により規定された職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じて警戒体制に移れる体制	① 尾鷲市に次の警報・注意報が発表され、市長が必要と認めたとき。 ・波浪警報 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 ② 県内（尾鷲市を除く）に大規模な風水害等が発生したとき。 ③ その他の風水害又は大規模な事故災害で、市長（本部長）が必要と認めたとき。
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制	① 尾鷲市に、気象警報（暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水）が発表されたとき。 ② その他の風水害又は大規模な事故災害で、市長（本部長）が必要と認めたとき。

風水害等対策編 第3部 災害応急対策計画
第1章 災害対策本部機能の確保

種別	配備内容	配備時期
非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力を挙げて応急対策活動に当たることができる体制	① 尾鷲市に、気象特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪又は暴風雪）が発表されたとき。 ② 市全域にわたる風水害又は大規模な事故災害が発生し、又は発生が予想され、市長（本部長）が必要と認めたとき。
備考	1 各部各班は、上記の配備基準及び配備人員基準表（次表参照）に基づいて各段階に配備する職員の名簿をあらかじめ作成し、各人に周知しておくものとする。 2 災害の状況や職員の参集状況等により、各班の職員の配置に偏りがある場合は、配置調整を行うものとする（本項「（2）職員の配置調整」参照）。 3 その他災害に即応するため、上記の体制によりがたいと認められる場合には、臨機応変の体制をとるものとする。	

（2）職員の配置調整

各部各班の職員の配置に偏りがある場合は、次の配置調整を行う。

① 部内の配置調整

各部長は、部内の職員の参集状況等を踏まえ、また、被害状況や所管業務のニーズを考慮し、部内各班の職員の配置を調整する。この場合、市長（本部長）に速やかに報告する。

② 部門間の配置調整

各部長は、他の部から職員の応援を求める場合、市長（本部長）に職員の臨時シフトを要請する。

- ・総務課長（総務部長）は、各部長からの職員応援要請、被害状況及び各種災害対策のニーズ、各部各班の職員の参集・配置状況等の情報を踏まえ、シフト候補職員を選定し、本部長に提示する。
- ・本部長及び関係部長は、シフト候補職員を協議し、本部会議で決定する。
- ・関係部長及び班長は、シフトが決定した職員にその旨を通知し、業務の引継ぎを指示する。

（3）勤務時間外における職員の招集

勤務時間外における職員の招集連絡は、各課緊急連絡網により行うものとする。

また、Jアラート（全国瞬時警報システム）や同報系防災行政無線による緊急放送等が行われた場合、市職員は速やかに登庁するものとする。

- ① 近距離通勤者は、直ちに登庁すること。
- ② 遠距離通勤者は、可能な方法にて速やかに登庁すること。ただし、各地区センター管内の職員は最寄りの各地区センター又は指定された場所に登庁し、各地区センター長の指示に従うものとする。
- ③ その他の場合は、市災対本部の指示を得て決定するものとする。

●職員の配備編成基準表（風水害）

部 名	班 名	配 備 区 分				課 局 部 病 院 名
		準備体制		警戒体制	非常体制	
		①・③	②			
本 部	事 務 局	4	5	6	全員	防 災 危 機 管 理 課
総 務 部	総 務 班	2	2	4	全員	総 務 課
	情 報 班		1	4	全員	政 策 調 整 課 監 査 委 員 事 務 局
	財 政 班		1	3	全員	財 政 課
	経 理 班			2	全員	会 計 課
	調 査 班			2	全員	税 務 課
	特 命 班		1	2	全員	議 会 事 務 局
生 活 部	市 民 班	3	3	1 2	全員	市 民 サ ー ビ ス 課
	福 祉 班		3	3	全員	福 祉 保 健 課
	環 境 班		2	7	全員	環 境 課
復 旧 部	建 設 班	2	2	6	全員	建 設 課
	産 業 班	1	2	7	全員	商 工 観 光 課
	水 農 班	1	1	3	全員	水 産 農 林 課
教 育 部	学 校 班	2	2	5	全員	教 育 総 務 課
	社 会 班			3	全員	生 涯 学 習 課
水 道 部		2	2	9	全員	水 道 部
病 院 部			2	4	全員	総 合 病 院

第2節 通信機能の確保

「地震・津波対策編 第3部 第1章 第2節 通信機能の確保」に準ずる。

第3節 自衛隊・海上保安庁への災害派遣要請

「地震・津波対策編 第3部 第1章 第3節 自衛隊・海上保安庁への災害派遣要」に準ずる。

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報・相談体制の確保と運用

第1項 活動方針

- 被害を最小限にとどめるため、防災気象情報の発表等を監視し、また、災害情報を速やかに収集し、即時に関係者や市民等に情報提供する。
- 災害関連情報の提供等に当たっては、要配慮者に配慮し、市民や地域の協力を積極的に求める。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 防災気象情報	本部事務局、総務班	
2 情報伝達系統	本部事務局、総務班	
3 被害情報等の収集と報告	本部事務局、総務班	
4 広報・広聴	情報班	
5 安否情報の提供	市民班	
6 相談窓口の設置	市民班	

第3項 対策

1 防災気象情報

市は、風水害に関する気象警報・注意報等を受領した場合、本部長（市長）及び関係者にその旨を連絡する。

また、特別警報が発表された場合は、Jアラート（全国瞬時警報システム）や防災行政無線、エリアワンセグ放送、防災メール等で速やかに住民等へその旨を伝達する。

なお、市域に係る警報・注意報等の種類は、以下のとおりである。

（1）気象特別警報、警報、注意報等

警報等の種類	
気象特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷、着雪

（注）大雨特別警報や大雨警報は、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。

（2）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ単位（南部）で発表される

（3）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される情報。

(4) 土砂災害警戒情報

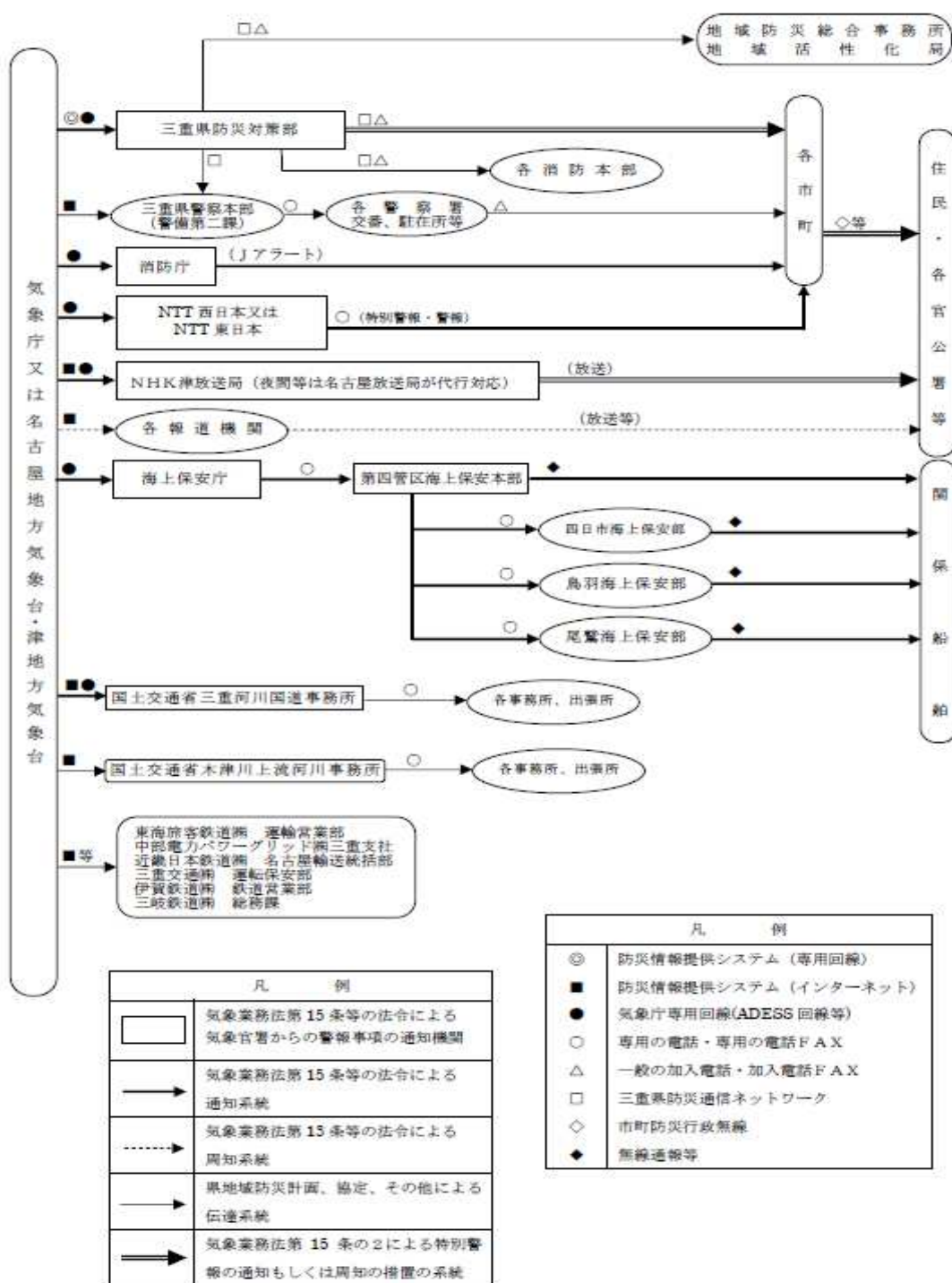
大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長の警戒レベル4 避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して発表される情報。

(5) その他気象情報

警報等に先立って注意を呼び掛けたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために適宜発表される情報。

2 防災気象情報の伝達系統

情報伝達系統は、次のとおりである。



3 被害情報等の収集と報告

「地震・津波対策編 第3部 第1章 第4節 第3項 4 被害情報等の収集と報告」に準ずる。

4 広報・広聴

「地震・津波対策編 第3部 第1章 第4節 第3項 5 広報・広聴」に準ずる。

5 安否情報の提供

「地震・津波対策編 第3部 第1章 第4節 第3項 6 安否情報の提供」に準ずる。

6 相談窓口の設置

「地震・津波対策編 第3部 第1章 第4節 第3項 7 相談窓口の設置」に準ずる。

第5節 広域的な応援・受援体制の整備

「地震・津波対策編 第3部 第1章 第5節 広域的な応援・受援体制の整備」に準ずる。

第6節 国・その他広域的な応援・受援体制の整備

「地震・津波対策編 第3部 第1章 第6節 国・その他広域的な応援・受援体制の整備」に準ずる。

第7節 災害救助法の適用

「地震・津波対策編 第3部 第1章 第7節 災害救助法の適用」に準ずる。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急交通・輸送機能の確保

第1項 活動方針

- 道路渋滞等により人命に係る応急対策活動に支障のないよう、陸上、海上の交通を確保する。
- 異常気象による被害を防止するため、パトロールや事前通行規制を適切に実施する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 道路被害情報の収集	情報班、建設班	
2 道路の啓開	建設班	尾鷲警察署、消防本部、自衛隊、紀勢国道事務所、尾鷲建設事務所
3 交通規制		尾鷲警察署
4 緊急通行車両の確認等	財政班	
5 海上及び港湾の対策		尾鷲海上保安部、尾鷲建設事務所

第3項 対策

1 道路被害情報の収集

「地震・津波対策編 第3部 第2章 第1節 第3項 1 道路被害情報の収集」に準ずる。

2 道路の啓開

「地震・津波対策編 第3部 第2章 第1節 第3項 2 道路の啓開」に準ずる。

3 交通規制

「地震・津波対策編 第3部 第2章 第1節 第3項 3 交通規制」に準ずる。

また、紀勢国道事務所及び尾鷲建設事務所は、異常気象の際には異常気象時通行規制区間等のパトロールを実施し、事前通行規制等を実施する場合は市及び警察署等に連絡する。

4 緊急通行車両の確認

「地震・津波対策編 第3部 第2章 第1節 第3項 4 緊急通行車両の確認等」に準ずる。

5 海上及び港湾の対策

「地震・津波対策編 第3部 第2章 第1節 第3項 5 海上及び港湾・漁港の対策」に準ずる。

第2節 水防活動

第1項 活動方針

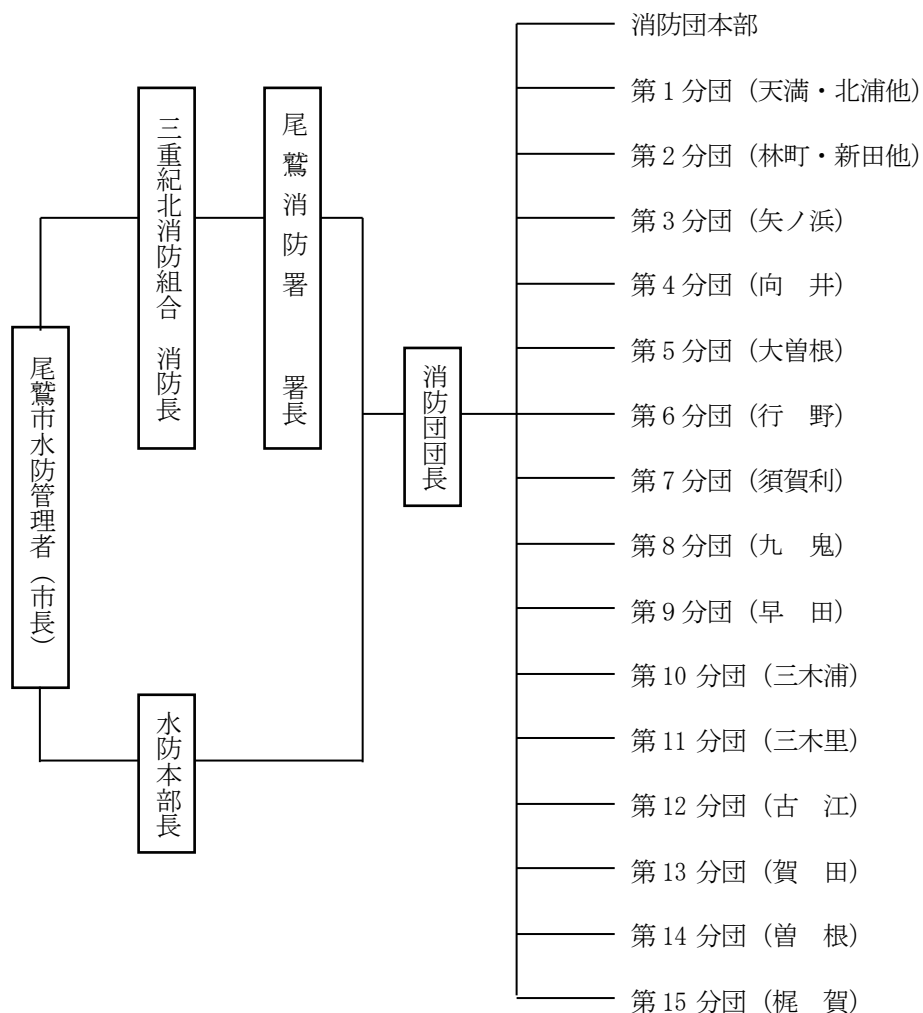
○洪水、高潮による災害を警戒、防御し、被害を軽減する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 巡視等	建設班、消防団	消防本部
2 水防活動	建設班、消防団	消防本部
3 応急復旧	建設班	消防本部

第3項 対策

水防体制は次のとおりとする。また、市水防本部は、市災対本部の組織に準ずる。



1 巡視等

(1) 平常体制

市及び消防本部は、河川、海岸の重要水防区域（資料編参照）を巡視し、水防上危険な箇

所がある場合は直ちに水防本部に報告するとともに、次の事項を特に点検整備し、非常事態に備える。

- ① 樋門・防潮扉等の点検
- ② 用水頭首工の門扉の点検
- ③ その他の水防上危険と思われる箇所

(2) 危険時の体制

市は、気象状況の悪化及び警報に伴い、各消防団を出動させ、水防活動に万全を期する。

- ① 常に河川、海岸、堤防等を巡視する。
- ② 気象警報が発表された場合は、速やかに連絡員（技術員）及び関係機関（県水防支部）と連絡体制を確保し、水位流量等の諸情報を収集して活動に備える。
- ③ 河川が警戒水位を超えた場合は、水防団と密接な連絡をとり、併せて団員の出動及び活動に備える。
- ④ 堤防決壊等のおそれのある場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努力するとともに、直ちに県水防支部、警察署、その他関係機関に通報する。

(3) 非常警戒

市は、河川が警戒水位を超えた場合は、水防区域の監視及び警戒を強化して工事中の箇所及び既住の災害箇所、その他特に重要な箇所を巡視し、次の事項に特に注意する。

また、異常を発見したときは直ちに水防本部に連絡させ、水防活動を開始する。

- ① 裏法の漏れ、飽水による亀裂、決壊のおそれのある箇所
- ② 表法の水当りの強い箇所の亀裂、決壊のおそれのある箇所
- ③ 堤防、河川の越水状態
- ④ 天端の亀裂、沈下状態
- ⑤ 樋門、水門の底部からの漏水、扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁、その他の構造物の取付部分の異常

(4) 樋門等の管理

樋門、水門等の管理は、資料編に示す。

2 水防活動

市及び消防本部は、水防活動に当たって次の措置を講じる。

(1) 洪水により河川氾濫のおそれがある時の措置

各河川・海岸を担当する消防分団が対応し、非常事態が発生した場合は他の分団の応援を確保して危険防止に当たる。

(2) 高潮による危険が予想されるとき措置

台風等においては、消防署及び各地区センターに緊急連絡して沿岸各所の海面状態を監視させ、状況を報告させるとともに危険防止措置をとる。

(3) 各分団で対応できない場合の措置

各分団で対応できない場合は、地元住民等の協力を求める。

3 応急復旧

堤防、樋門等が決壊したときは尾鷲建設事務所及び尾鷲農林水産事務所に報告するとともに市及び施設管理者等は、できる限り被害の増大を防止するよう努めるとともに早期の応急復旧に努める。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全

第1項 活動方針

○被災者の生活確保のために、市の水道施設及びライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 水道施設	水道部	
2 電力施設		中部電力P G
3 L P ガス		三重県紀北L P ガス協議会
4 鉄道		J R 東海
5 バス		三重交通

第3項 対策

1 水道施設

「地震・津波対策編 第3部 第2章 第3節 第3項 1 水道施設」に準ずる。

2 電力施設

中部電力P Gは、電力施設の復旧を次のとおり実施する。

(1) 災害防止対策

① 日常における対策

- ア 災害防止に必要な電力供給施設の強化を図るとともに、必要に応じ施設の点検・巡視を実施する。
- イ 車両等を整備・確保して応急出動に備え、手持ち資機材の数量確保及び緊急確保を図る。
- ウ 通信設備の整備や通信形態による多量化、情報収集・伝達ルート確保を図る。

② 災害のおそれがあるときの対策

- ア 必要な要員を確保する
- イ 必要に応じ施設の巡視・点検を実施するとともに、仕掛中の工事の応急安全措置等の予防措置をとる。
- ウ 広報車及び報道機関を通じて、電気に関する注意事項の広報活動を行う。
- エ 関係会社、他支社、他電力会社との連携を取り、電力融通、要員・資機材等の協力・応援体制を確認する。

(2) 早期復旧対策

① 災害対策本部の設置

非常災害対策本部を設置して、電力復旧のための確な処置を行う。

② 要員・資機材の確保

復旧活動及び支援活動に必要な要員・資機材の確保を行う。災害規模により、関係会社、他支社及び他電力会社に要員の応援、資機材の融通を要請する。

③ 復旧活動

ア 災害規模によってはヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力設備の巡視・点検を行い、被害状況の把握を行う。

イ 被害を受けた電力設備の重要度を勘案し、保安上支障のない限り、仮復旧及び他ルートからの送電又は発電機車等の活用で、順次送電区域を拡大する復旧計画を立案する。

ウ 復旧作業に当たっては住民の安全を第一に、送電予定区域内の安全確保を徹底しながら復旧作業を実施し、早期復旧を目指す。

エ 断線、倒壊した高圧線等の電力供給設備による公衆への被害の防止については速やかに適切な措置を講じるが、緊急かつ機動力を要する場合、警察、自衛隊の出動を要請するものとする。

④ 広報活動

ア 広報車及び報道関係等を通じて、被害状況、二次災害の防止、復旧見込み等の広報活動を行う。

イ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等の運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。

3 LPガス

「地震・津波対策編 第3部 第2章 第3節 第3項 3 LPガス」に準ずる。

4 鉄道

JR東海は、現地被災の情報を敏速に把握し、人命救助の第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行う。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧する。

なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため輸送機能の維持に努める。

(1) 災害時の活動組織

風水害対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

(2) 初動措置

① 保守担当区の処置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態の発生若しくは発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋梁、重要建造物及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

② 列車の措置

乗務員は、状況によっては、旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をする。

③ 駅の措置

ア 列車防護及び運転規制を行う。

イ 速やかに情報収集を行い、必要によっては救護所の開設、医療機関の救護を要請する。

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

① 避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

イ 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内し、協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄り駅）に連絡の方法を講じる。

② 救出救護

列車の脱線、転覆又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務

員は直ちに救出救護活動を行うこと。

対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示する。

また、現地対策本部長は、現地社員を指揮し、救護の地域防災医療機関と協力し最善の方法で救出救護活動に当たる。

- (4) 被災状況の早期収集及び関係箇所への連絡指示
- (5) 復旧体制の確立
- (6) 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合せのうえ、鉄道による振替輸送又はバスによる代行輸送の取扱いを行う。

5 バス

三重交通は、災害時における速やかな応急措置、復旧について、人名尊重を第一にして輸送の確保を図る。

- (1) 災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し応急・復旧に当たる。

- (2) 旅客への広報・避難誘導

- ① 乗務員は被災状況等、情報収集の範囲において、旅客への広報を積極的に行い、安全確保のため協力を求める。
- ② 運航を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置に当たる。

第4節 公共施設等の復旧・保全

第1項 活動方針

- 市民の生命・身体を保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 道路、橋梁	建設班	紀勢国道事務所、尾鷲建設事務所
2 河川・海岸施設	建設班	尾鷲建設事務所、尾鷲農林水産事務所
3 港湾・漁港	建設班、産業班	尾鷲建設事務所、尾鷲農林水産事務所
4 砂防・治山施設	建設班、農林班	尾鷲建設事務所、尾鷲農林水産事務所
5 農林水産施設	農林班	尾鷲農林水産事務所

第3項 対策

1 道路、橋梁

緊急輸送道路を含め緊急輸送のための交通路の確保に引き続き、市民生活に欠くことのない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握して必要な対策を講ずるとともに、応急復旧工事を各管理者に要請する。

障害物の除去については、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。

2 河川・海岸施設

河川及び海岸の堤防並びに護岸について、被災施設の応急復旧工事を速やかに実施する。

また、浸水等を防止するため、市は市管理河川について速やかに実施するほか、その他の河川、海岸についても各管理者に応急復旧工事を要請する。

3 港湾・漁港

尾鷲港及び三木浦漁港を緊急輸送用の拠点港・拠点漁港と定め、緊急輸送に対処するものとする。

各管理者は、岸壁、物揚場等の障害物については、船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置を行う。

4 砂防・治山施設

発災後には、二次災害を防止するため、既設の砂防ダム等施設の被災状況を点検報告し、早期の機能回復を図るため、各管理者に速やかな応急復旧工事を要請する。

また、山腹斜面及び急傾斜地においても、緩みクラック等発生箇所の点検を実施し、必要に応じて管理者に報告し、二次災害の防止を依頼する。

5 農林水産施設

農業用施設、林業用施設及び漁業用施設について被害情報を収集し、応急復旧等の必要な措

置を講じる。また、二次災害を防止するため、既設のため池等の被災状況を点検報告し、早期の機能回復を図るため、各管理者に速やかな応急復旧工事を要請する。

第5節 ヘリコプターの活用

「地震・津波対策編 第3部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」に準ずる。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

「地震・津波対策編 第3部 第3章 救助・救急及び医療・救護活動」に準ずる。

第4章 避難及び被災者支援等の活動

第1節 警戒レベル4避難指示及び避難場所・避難所の確保・運営

第1項 活動方針

- 気象警報等に基づく避難の指示は、あらゆる手段を尽くして市民への広報に取り組む。
- 要配慮者をはじめとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう避難所の開設・運営を実施する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 警戒レベル4避難指示	本部事務局、総務班	
2 警戒区域の設定	本部事務局、総務班	
3 警戒レベル4避難指示の伝達	本部事務局、総務班	
4 避難の誘導	消防団	消防本部、尾鷲警察署
5 避難所の開設	市民班	
6 避難所の運営	市民班、産業班	
7 在宅避難者等への対応	市民班、産業班	
8 広域避難	本部事務局、総務班	

第3項 対策

1 警戒レベル4避難指示等

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第1節 第3項 1 避難指示」に準ずる。

ただし、風水害時の警戒レベル4避難指示等の発令基準等は次表のとおりとし、土砂災害警戒区域については防災気象情報等を指標として警戒レベル4避難指示等を判断する。

なお、判断に当たっては、防災気象情報のほか、上流域の雨量、气象台や砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等も参考とし、総合的かつ迅速に行う。

その他、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険と市長（本部長）が判断したときには、必要と認める地域の住民等に対し、屋内での待避等により安全を確保するよう指示することができる（基本法第60条）

●警戒レベル4避難指示等の基準

分類	基準
警戒レベル3 高齢者等避難	【土砂災害警戒区域】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、三重県土砂災害情報提供システムが「警戒」に達したとき。
警戒レベル4 避難指示	【災害共通】 ・災害の前兆がある場合。 【土砂災害警戒区域】 ・三重県土砂災害情報提供システムが「危険」に達したとき。

	・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・大雨警報（土砂災害）の発表中に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	・大雨特別警報が発表されたとき。 ・災害が実際に発生または切迫していることを把握したとき。

2 警戒区域の設定

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第1節 第3項 2 警戒区域の設定」に準ずる。

3 避難の指示等の伝達

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第1節 第3項 3 避難指示の伝達」に準ずる。

4 避難の誘導

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第1節 第3項 4 避難の誘導」に準ずる。

5 避難所の開設

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第1節 第3項 5 避難所の開設」に準ずる。

6 避難所の運営

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第1節 第3項 6 避難所の運営」に準ずる。

7 在宅避難者等への対応

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第1節 第3項 7 在宅避難者等への対応」に準ずる。

8 広域避難

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第1節 第3項 8 広域避難」に準ずる。

第2節 要配慮者対策

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第2節 要配慮者対策」に準ずる。

第3節 学校における児童生徒の安全確保

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第3節 学校における児童生徒の安全確保」に準ずる。

第4節 ボランティア活動の支援

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第4節 ボランティア活動の支援」に準ずる。

第5節 防疫・保健衛生活動

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第5節 防疫・保健衛生活動」に準ずる。

第6節 災害警備活動

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第6節 災害警備活動」に準ずる。

第7節 遺体の取扱い

「地震・津波対策編 第3部 第4章 第7節 遺体の取扱い」に準ずる。

第5章 救援物資等の供給

「地震・津波対策編 第3部 第5章 救援物資等の供給」に準ずる。

第6章 大規模事故災害対策

第1節 航空機・列車事故等突発災害対策

第1項 活動方針

○航空機の墜落炎上、列車の追突及び脱線、船舶の沈没、ガス爆発、トンネル崩落等の道路災害、大量の油流出など、突発的な事故災害による被害を防止し、周辺住民の救出、救助活動等を円滑に実施する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 市の措置	本部事務局	
2 関係機関の措置		各防災関係機関

第3項 対策

1 市の対策

(1) 活動体制

市は、突発災害が発生した旨の通報を受けた場合、速やかに情報を収集し、災害の状況及び特性に応じた適切な配備体制を敷くものとする。

また、市長が必要と認めた場合は市災対本部を設置し、県（防災対策部）に報告するものとする。

(2) 応急活動

市は、災害の状況及び特性に応じて次の応急対策を円滑かつ的確に実施する。

なお、各対策の活動内容は、「地震・津波対策編 第3部 災害応急対策計画」に準ずるものとする。

- ① 被害情報の収集
- ② 消防救急活動及び救助活動
- ③ 医療・救護活動
- ④ 被災者及び地域住民の避難活動
- ⑤ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

2 関係機関の対策

(1) 活動体制

防災関係機関は、突発災害が発生した旨の通報を受けた場合、又はその発生を確認した場合、速やかに情報を収集及び状況把握を行い、災害の状況及び特性に応じた適切な配備体制を敷くとともに、市に報告するものとする。

(2) 応急活動

防災関係機関は、災害の状況及び特性に応じて所管する災害応急対策を円滑かつ的確に実施する。

なお、各対策の活動内容は、「地震・津波対策編 第3部 災害応急対策計画」に準ずるものとする。

第2節 海上事故災害対策

「地震・津波対策編 第3部 第6章 第1節 海上災害への対策」に準ずる。

第3節 危険物施設等事故災害対策

「地震・津波対策編 第3部 第6章 第2節 危険物施設等の保全」に準ずる。

第7章 復旧に向けた対策

「地震・津波対策編 第3部 第7章 復旧に向けた対策」に準ずる。

ただし、「第2節 第3項 1（1）被災建築物応急危険度判定の実施」は除く。

第 4 部 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興計画

「地震・津波対策編 第4部 第1章 復旧・復興計画」に準ずる。